

南丹市地域自立支援協議会

議 事 録

南丹市地域自立支援協議会事務局
(南丹市福祉保健部社会福祉課)

令和2年度第1回南丹市地域自立支援協議会議事録

1. 招集年月日 令和2年7月9日（木）
2. 開催年月日 令和2年8月4日（火）午後2時～午後4時40分
3. 開催場所 南丹市役所（2号庁舎3階）301会議室
4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名
 - (1) 委員の総数 18名
 - (2) 出席者数 17名
 - (3) 出席した委員の氏名（敬称略）

役職	氏名	所属役職	出欠	備考
会長	内藤政博	社会福祉法人京都太陽の園業務執行理事	○	
副会長	中井和夫	南丹市身体障害者福祉会副会長	○	
委員	田中智子	佛教大学社会福祉学部准教授	○	
委員	原田朱美	南丹市民生児童委員協議会幹事	○	
委員	松本久仁子	南丹市社会福祉協議会自立支援部長	○	
委員	小林義博	口丹心身障害児者父母の会連合会	○	
委員	坂井隆雄	南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つばみ会代表	○	
委員	高向一統	特定非営利活動法人城山共同作業所施設長	○	
委員	塩貝真人	特定非営利活動法人はびねすサポートセンター支援員	○	
委員	奥村研也	社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮長	○	
委員	長山綾	ふない聴覚言語障害センター長	○	
委員	田中幹也	京都西陣公共職業安定所園部出張所統括職業指導官	○	
委員	和田誠司	なんたん障害者就業・生活支援センター長 (南丹圏域障害者総合相談支援センター結丹センター長)	○	
委員	後藤昌則	京都府立丹波支援学校長	○	
委員	山内晴貴	京都中部総合医療センター事務局長	×	
委員	光井貢	京都府南丹保健所福祉課主幹兼係長	○	
委員	内田和彦	花ノ木医療福祉センター地域支援部地域支援課長	○	
委員	山崎公暁	障害者生活支援センターこひつじ相談支援専門員	○	
合計	18名		17名	

5. 傍聴者数 0名

6. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

<p>司会 (矢田課長)</p>	<p>お待たせいたしました。皆様には、大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより、南丹市地域自立支援協議会を開催させていただきます。</p> <p>現任期初めての協議会でありますので、会長が決定するまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、委員の皆様を代表して、中井和夫委員に山内副市長より委嘱状を交付させていただきますので、中井委員は正面にお進み願います。</p>
	<p>(中井 委員に市長より委嘱状交付)</p>
<p>司会</p>	<p>他の委員の皆様には、大変失礼ながら、机の上に委嘱状を置かせていただいておりますので、ご了承願います。</p> <p>なお、この協議会につきましては、南丹市地域自立支援協議会条例に基づき設置するものでございます。委員の皆様には、令和4年3月31日までの任期の間、大変お世話になりますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ここで山内副市長よりごあいさつを申し上げます。</p>
<p>副市長</p>	<p>本日は、南丹市地域自立支援協議会を開催させていただきましたところ、皆様方には、それぞれ大変お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、本協議会の委員として、障がい者施策の推進に向けた中核的役割を担っていただくことに、重ねて厚くお礼申し上げる次第でございます。さて、「障害者総合支援法」では、全ての国民が障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し合う共生社会を実現すること、さらには、障がいのある方の社会参加に向けて、その障壁を除去することなどが基本理念に掲げられております。南丹市といたしましても、本協議会の多大なるご尽力を賜り、平成30年3月に「南丹市障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、計画の基本理念である「障がいのある人もない人も ともに安心して暮らせる地域共生社会のまち 南丹市」をめざして、障がい福祉サービスの提供基盤の整備、障がいのある方の活動の場づくりなどに努めております。今年度は平成30年3月に策定いたしました「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の最終年度に当たり、将来の障がい者施策の方向性を示す「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定を行う重要な節目の年となります。</p> <p>先ほど、この計画策定の諮問を行わせて頂きましたが、南丹市地域自立支援協議会委員というお立場で、ご意見やご助言をいただきたいと考えております。結びにあたり、南丹市地域自立支援協議会の円滑な運営が図られますよう、皆様方には大変お世話になりますが、趣旨をご理解いただき、ご協力いただくことを切にお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。大変お世話になりますがよろしくお願いいたします。</p>

司会	<p>先ほど、委嘱状を交付させていただいたところではございますが、ここで委員の皆様をご紹介させていただきます。社会福祉法人京都太陽の園業務執行理事内藤政博委員、南丹市身体障害者福祉会副会長中井和夫委員、佛教大学社会福祉学部准教授田中智子委員、南丹市民生児童委員協議会幹事原田朱美委員、南丹市社会福祉協議会自立支援部長松本久仁子委員、口丹心身障害児者父母の会連合会小林義博委員、南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つばみ会代表坂井隆雄委員、特定非営利活動法人城山共同作業所施設長高向一統委員、特定非営利活動法人はびねすサポートセンター支援員塩貝真人委員、社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮施設長奥村研也委員、ふない聴覚言語障害センター長長山綾委員、京都西陣公共職業安定所園部出張所総括職業指導官田中幹也委員、なんたん障害者就業生活支援センター長和田誠司委員、京都府立丹波支援学校長後藤昌則委員、京都中部総合医療センター事務局長山内晴貴委員、京都府南丹保健所福祉課主幹兼係長光井貢委員、花ノ木医療福祉センター地域支援部地域支援課長内田和彦委員、障害者生活支援センターこひつじ相談支援専門員山崎公暁委員。なお、この協議会の定数は、南丹市地域自立支援協議会条例第3条の規定により18名の方にご就任いただいております。また、委員数18名のうち本会議の出席委員数は17名で、委員の半数以上にご出席いただいておりますので、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。続きまして、会長、副会長の選出に移らせていただきます。南丹市地域自立支援協議会条例第5条第1項で、会長、副会長は委員の互選によることとなっております。どのようにさせていただいたらよろしいか、お諮りいたします。</p>
	(事務局一任の声あり)
司会	事務局一任の声をいただきましたが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
司会	<p>それでは、事務局より推薦をさせていただきます。会長は、社会福祉法人京都太陽の園業務執行理事、内藤政博委員、副会長は、南丹市身体障害者福祉会副会長、中井和夫委員にお願いしたいと存じますが、ご異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
司会	それでは、内藤委員、中井委員、どうぞよろしくお願いたします。
	(会長・副会長着席)
司会	それでは、会長、副会長よりごあいさつをお願いいたします。

<p>会長</p>	<p>会長に選出いただいた社会福祉法人京都太陽の園業務執行理事の内藤でございます。引き続いての会長という大役をお受けすることになりましたが、中井副会長を始め、委員の皆様のご協力をいただきながら努力してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。さて、平成30年3月にこの協議会に諮問を受け、最も支援を必要としている方に視点を当て、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う地域共生社会の実現に努めていただくこと附して南丹市長様へ答申を行ないましたが、早くも次期計画を策定することになりました。以前にもお話ししましたが、現状、行政や福祉関係者だけで障害福祉を進めて行くには困難な時期に来ており、これからは地域住民の方々、また、各企業様などとともに南丹市の福祉を構築していく必要があると考えています。この協議会は、各団体や機関を代表される皆様ですので、様々なご意見を出していただき、南丹市の福祉を前進させるべく、お力添えを賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>副会長</p>	<p>ただいま、市長様から委嘱いただきました中井でございます。会長様のご挨拶にもありましたが皆様のお力を頂きながら努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p>
<p>司会</p>	<p>ありがとうございました。続きまして、南丹市地域自立支援協議会条例第2条第1項第5項の規定に基づき、南丹市より内藤会長に「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」の策定の諮問を行わせていただきます。山内副市長より内藤会長に諮問書をお渡しします。内藤会長様よろしく申し上げます。</p>
	<p>(諮問書渡し)</p>
<p>司会</p>	<p>ありがとうございました。 なお、副市長には、他の公務のため、ここで退席となります。</p>
	<p>(副市長退席)</p>
<p>司会</p>	<p>それでは、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第1項の規定により、内藤会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、説明事項(1)障がい者福祉制度と社会資源等の①から④について事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>失礼いたします。はじめに配布資料を確認させていただきます。次第、自立支援協議会条例、資料①共同受注窓口のパンフレット、資料②障害者就労施設等からの調達方針、資料③新型コロナウイルス感染症に係る対策事業について、資料④南丹市「障害福祉計画・障害児福祉計画」の概要と</p>

策定について、資料⑤障害のある方の福祉に関するアンケート調査票案、資料⑥南丹市第6期南丹市障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定に係る関係団体調査票案、資料⑦相談支援事業所受け持ち数調査、資料⑧南丹市内における放課後等デイサービス事業所に関する実態調査結果を配布しております。また、障がい者福祉のあんない版、当事者団体加入のすすめ、南丹市障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の冊子も配布しております。漏れ落ち等ございませんでしょうか。なお、南丹市障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画は在庫に限りがございますので、既にお持ちの委員様には、申し訳ありませんが、会議終了後に返却いただければ幸いです。では、障がい者福祉制度と社会資源等について、配布しておりますピンク色の冊子、障がい者福祉のあんない版でご説明させていただきます。皆さんご存知のとおり、この冊子は、制度をわかりやすく周知するために、窓口案内や相談支援業務に活用しております。各種制度や事業所の情報などが一望できますので、施策検証に活用することも想定し、地域自立支援協議会の監修を経て平成28年度より毎年作成しております。冊子については、制度改正等に応じて今後も毎年度、更新する予定で、大幅な修正があった場合は協議会の監修を経て更新し、軽微な修正は社会福祉課で更新します。いずれの場合でも、協議会委員さんには新冊子を配布させていただきますので、またお目通しをいただき、お気づきの点があればご意見をお願いいたします。次に、水色の冊子、当事者団体加入のすすめをご覧ください。表紙裏面のはじめにで説明していますが、「同じ悩みを持つ人同志がわかちあい学びあい支えあうことで、日々の暮らしを充実させるため、当事者団体への加入をすすめる」といった趣旨で、目次にある8団体の皆様と一緒に作成しております。各団体の概要と主な活動、対象者、加入の手続き、会費、連絡窓口を記載しており、これも毎年度当初に更新しています。委員の皆様にも当事者団体への加入促進にご協力いただきますようお願いいたします。続いて、共同受注窓口について、資料①のパンフレットをご覧ください。市内の就労支援事業所同志の協議の場を目的に、就労支援ネットワーク会議を設立しています。お配りしておりますパンフレットでは9事業所が掲載されていますが、今年度より新たに2事業所が加わり今年度は11事業所での構成となっています。この会議において、工賃アップや就労の場の確保に向けたひとつの手段として、共同受注窓口を開設し、このパンフレットを作成しているところです。この取り組みにより、就労支援分野の事業所が課題を共有しながら協議できる場が整っており、事業所間の連携で営業面の効率化や市場ニーズの共有が可能となっており、販路拡大や商品開発に生かせる土台ができていると考えております。また、共同受注窓口の開設により、発注先がわからないといった消費者や単一事業所では対応できない大口受注を逃さない仕組みとなっております。委員の皆様にも、ぜひご利用い

ただくとともに、お知り合いの方にも広めていただくなど、この取り組みへのご協力をよろしくお願いいたします。次に、障害者就労施設等からの調達方針について、資料②をご覧ください。この方針は、「3. 適用範囲」にあるように、市役所の調達に適用するもので、優先調達法に基づき、就労継続支援・生活介護事業所等に優先発注するよう定めたものです。裏面の「6. 目標」で、今年度は令和元年度実績を2%上回ることにしました。平成30年度からの実績で令和元年度は15.9%減となりましたが、これは、南丹市で策定された各種計画等の印刷業務の発注が平成30年度に集中的にあったために印刷業務で大幅な増額となりました。しかし、令和元年度では印刷発注が通常発注となったため、平成30年度の増加した分が減額となったと思われます。今年度の目標設定については、過去からの推移より、上積みできる要素はやや出し尽くしていると推測されることから、今年度も昨年度同様に2%の微増としたところです。これまで、障害者就労支援ネットワーク会議で作成した商品・作業のパンフレットや詳細な単価一覧表を、全職員がいつでも庁内システムで見られるようになっておりますので、簡易な事務作業等については事業所に外注する仕組みも導入しています。しかしながら、地元企業への配慮等も必要であることから、民間や市外からの発注も意識した検討を、ネットワーク会議で進めているところです。以上、障害者就労施設等からの調達方針についてのご説明とさせていただきます。続いて、資料③新型コロナウイルス感染症に係る対策事業について（南丹市独自施策）をご覧ください。今年に入り、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により全国に緊急事態宣言が出され、社会的活動が制限されるなど、生活に多大なる影響を及ぼしております。それに伴い、国や京都府でも様々な対策や、支援制度が創設されており、対応を図っているところであり、南丹市でも独自に様々な分野で施策を検討して実施しております。障害福祉分野におきましても、今回、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、支援策として2つの制度を設けました。一つ目が「南丹市障害者社会参加支援事業助成金」です。この制度は、自宅から生活介護事業所又は就労継続支援B型事業所へ通所されている方が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により通所を自粛されたことにより、事業所の下請け作業や自主製品の販売が減少し、工賃が減少している状況があります。今回、事業所を通じて通所されている方へ助成金を交付することで、通所されている方の勤労意欲を高め、障がいのある方の社会参加を支援しようとするものです。続いて、南丹市新型コロナウイルス感染症対策事業所支援補助金です。新型コロナウイルス感染症が広がる中、介護保険サービスや障害福祉サービスの事業所では、感染防止対策を講じながら利用者にサービスを提供しておられる状況です。今回、利用者にサービスを提供するために必要となった感染防止対策などへの経費に対して、事業所へ補助金を交付することで、事業者を支援しようとするものです。以上、

	新型コロナウイルス感染症に係る対策事業の説明とさせていただきます。
会長	事務局の説明に対し、ご意見や質問はございませんか。
小林委員	資料③に関する部分ですが、助成金としては個人に対し1月分の工賃の半額が交付されるということと理解しましたが間違いないでしょうか。また、この助成金は1か月分のみということでしょうか。
事務局	その理解で間違いありません。また、6月議会では1月分を想定した検討を行って助成金の決定決定をしましたが、影響が長引いていることから、3月分を交付するという制度に変更する予定です。また、事業所で工賃の調整もあると思いますので、個人への給付のタイミング等は事業所で調整いただく予定です。
会長	その他、ご意見や質問はございませんか。特にないようですので、協議事項（1）第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画について、事務局に説明を求めます。
事務局	協議事項（1）第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画についての①策定の概要及びスケジュール（案）について資料④をご覧ください。南丹市では平成30年3月に「南丹市障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、基本理念を「障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる地域共生社会のまち南丹市」として、様々な障害者施策を推進してきました。この度「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」が、令和2年度に計画期間満了となることから、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定するものです。「障害者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。今回策定していきます「障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。また、「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害児通所支援及び相談支援の提供体制の確保等について定めるものです。本計画は、国の「障害者基本計画」及び京都府の「京都府障害者基本計画」「京都府障害福祉計画・京都府障害児福祉計画」を踏まえ策定します。また、本市の上位計画である「南丹市総合振興計画」及び他の福祉計画との整合を図っていきます。今回策定する計画の計画期間は、令和3年度から5年度の3年間とします。なお、制度変更等により、計画の前提に大きな影響を与える変化が生じた場合などは、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行います。今後のスケジュールですが、本日は、計画策定の諮問をさせていただき、実施予定のアンケート調査等に関するご意見をいただきたいと思っております。9月に市民の方々及び関係団

	<p>体に対し、アンケート調査及びヒアリング調査を実施していきたいと思 います。その後、12月に第2回協議会を開催し、計画(案)についてご意 見をいただきます。承認いただいた計画(案)により、1月にパブリック コメントを実施して、計画(最終案)を2月に開催予定の第3回協議会 で承認をいただき、3月に答申を行う予定をしています。なお、スケジュー ル等については進捗状況により前後する場合があります。続いて、資料⑤ 障がいのある方の福祉に関するアンケート調査票案をご覧ください。事前 に配布をしておりますので主だった部分についてご説明させていただきます。 今回は障害者手帳所持者1,000人の方に対して無作為抽出によ り実施したいと考えています。問8から問10は医療的ケアに関する設問 を設けています。問11から問13については発達障害に関する設問を新 設しました。問27の合理的配慮に関する設問は新たに設定しました。問 33及び問34は相談体制に関する設問を新たに設けました。14ペー ジの中段以降は、現在の計画の需要度や満足度に対する設問になっていま す。今回については、全体的に16ページになりますのでアンケート調査 としては少しボリュームのあるものとなっています。また、資料⑥南丹市 第6期南丹市障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定に係る関係団 体調査票案については関係機関約50団体に対して、ヒアリング形式で実 施させていただきますのでご確認下さい。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の説明に対し、ご意見や質問はございませんか。</p>
<p>小林委員</p>	<p>資料を作成してきたので配布しても良いでしょうか。まず、確認したい のが、市のホームページで計画が見当たりませんでした。次に、京都府に おいても同様の計画を策定されていると思いますが、京都府の計画につ いても教えていただきたいと思ひます。もう1つ、スケジュール説明でもあ りましたが、骨子案についても検討をする必要があると思ひます。アンケ ートを踏まえた課題の検討も必要でないかと思ひます。次に、アンケート 調査をされる方の、障がい種別、地区別の配布割合を教えて欲しいです。 また、設問で新型コロナウイルス感染症に関する不安を書ける設問と「権 利擁護・成年後見センター」に関する設問を追加して欲しいです。それと、 「権利擁護」という言葉がわかりにくいので、わかりやすい書き方が必要 と思ひます。また、関係団体ヒアリング調査について、具体の配布先を教 えて欲しいです。</p>
<p>坂井委員</p>	<p>自分自身、京都府の計画策定の協議会にも出席しました。京都府にお いても府議会との関係を議論する場がありました。市議会においても同様の ことが言えると思ひます。議員への報告等はどのようになっていますか。</p>

事務局	<p>最初に確認させていただきたいのが、今回、策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画については配布した計画書の54ページ以降の部分についての改正になります。主に数値に関する目標等を設定する項目となっていますので骨子（案）についての検討は行ないません。なお、基本計画となる障害者計画は6年に1度の改正であり、今回とは異なる部分となります。市民アンケート調査は障害者手帳を所持しておられる方から1,000人を無作為に抽出して実施する予定ですが、地区別や障害種別における調整は行わせていただく予定です。また、関係団体の配布先としては、市内にある事業所及び市内外の全関係機関を考えています。また、アンケート結果については、結果が出た段階で分析結果を委員の皆様へ報告させていただきます。次に議会との関係についてですが、南丹市議会へは、毎回、策定した計画については冊子をお渡ししています。また、南丹市障害者計画は、南丹市地域福祉計画が上位計画となっていますので、その計画で記載していく項目もあることから、全てを網羅して記載することが出来ないかもしれませんが、ご意見については参考にさせていただき、策定を進めていきたいと考えています。</p>
山崎委員	<p>スケジュールに関連する部分ですが、過去の経験からアンケート調査の際、回答の手伝いや説明について多くの方から問い合わせが入ります。配布時期が決定した際には基幹相談支援センターと連携いただけたら、各相談支援事業所にも情報提供しますので、回答のお手伝いもスムーズにできると思いますので発送される日時について連携いただけるとありがたいです。</p>
事務局	<p>基幹相談支援センターと連携しながら進めていきたいと思しますのでご協力をお願いします。</p>
松本委員	<p>アンケートの回答に関してはご自身やご家族では理解が難しい内容もあります。事業所等と連携して、サポートによってより生の声を拾いやすくしてもらえたらと思います。また、前回の策定時に、関係団体ヒアリング調査の回収数が50事業所中19事業所と少なくなっていますので、周知及び啓発により、多くの事業所から回答をもらえるようにしていかないといけないと思います。</p>
事務局	<p>関係団体ヒアリング調査については、現在、定期的で開催している各地域でのネットワーク会議でも周知を行ない、多くの事業所から回答いただけるようにしていきたいと考えていますので、皆様にも、ご協力をお願いします。</p>

田中委員	アンケートの追加ができたらと思う項目についてですが、数値目標設定のために、社会資源の充足度合いについても把握できると良いと思います。サービスの利用状況を聞く設問で、どれくらい使っているか、サービス利用について足りてるか足りてないか、資源として充足しているか、という部分についても確認できると良いのではないかと思います。また、経済的な状況に対する設問が必要なのではないかと考えます。それと、障がい者の高齢化に伴う問題が顕在化しています。介護ニーズが高まっていく中で、成年後見や金銭管理への利便性や方策の検討も必要ではないかと思えます。
原田委員	私も収入や経済面の設問は必要かなと思います。それと確認したいのが新規と説明いただいた部分以外は、従来からのアンケートから変更はないと考えてよいでしょうか
事務局	説明の部分以外は変更ありません。
原田委員	そうであれば、過去のアンケートから見た改善点等の経年的な数値の変化を見て行くべきだろうと思います。また、問16の必要な手助けの項目について、「外出に手助けが必要」という選択肢必要と思います。また「意思疎通への手助け」も選択肢が必要と思います。問22については、働きやすい環境として「人間関係に対するサポート」といった選択肢があるといいのではないかと思います。また「障がい種にあった作業の提供」という選択肢も検討して欲しいです。問35は選択肢として、南丹市や京都府からの情報も含まれているので社会福祉課だけではないのではないかと思います。また「CATV」はテレビに含まれているかなとも思いますが、「CATV」という表記もあった方が分かりやすいと思います。問36の「電子メール」とありますが、スマートフォンからの情報といった具体的な選択肢もあってもいいのかなと思います。問41に関して、「ひとりでは避難できない」という方を把握するための選択肢があると良いと思います。問46で、「案内版が少ない、障がい種に合わせた掲示が少ない」という選択肢があると良いのかなと感じました。
事務局	アンケートの表記や選択肢については、本日の意見を踏まえ今後も調整及び検討をさせていただきます。また、経年変化については、計画書の14ページにあるように、前回との比較、経年変化について示させていただく予定です。
光井委員	アンケートの選択肢を大きく変えてしまうと、経年比較は難しいのではないかと思います。類似するところを含めていくという表現方法も検討いただければと思います。設問・選択肢に関してはベースはあまり変えることなく調整できると良いと感じました。京都府の計画策定の話がありまし

	<p>たが、京都府の計画は基本計画と福祉計画で計画年数が違い、京都府では計画年数を揃えていくよう現在修正を図っているところですので事務局の方でも確認して下さい。また、京都府計画を基に市町村計画を策定するのではなく、京都府計画はどちらかという、市町村計画が上がってきたものをベースにして計画策定しているので、府の動向を注視しすぎる必要はあまり無いかと思えます。</p>
坂井委員	<p>京都府計画の策定に委員として参加しました。京都府へは市町村への財政支援をしっかりとお願いしたいという意見を出してきましたので報告をさせていただきます。</p>
会長	<p>その他、ご意見や質問はございませんか。特にないようですので、協議事項（２）その他、相談支援事業所の現状について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>調査結果報告をさせていただき、今後の計画策定の中で少しでも反映できればと思います。まず、相談支援事業所の現状について資料⑦をご覧ください。現在、南丹市に所在する相談支援事業は5箇所です。また、近隣市町の事業所にもご協力いただきながら事業を展開していますが、どのように相談支援が行われているのかを把握する機会が今までありませんでしたので、今回、把握調査を実施しました。具体的には、2ページ目の「3. 相談支援事業所の現状」に記載しています。結果のところは何点かまとめておりますが、各事業所に相談員がほとんどが単独配置という状況であり、現在、相談員が切磋琢磨という状況ではなく、相談員が一人抱えの環境であることが分かりました。また、相談支援業務と別の業務を兼務している方が半数となっています。市内事業所の相談員は南丹市内の方だけでなく、他市町村の方も受け持っておられ、南丹市の受給者は全体の75%でした。国基準では一人の受け持ち数が一月当たり約35人ですが、専任と兼務というところから、今回の調査での試算では、7事業所全体で、年間当たり約551名が基準の人数になります。今回の調査で、実際の受け持ち数としては他市町村分を合わせると583人になりますので試算を上回っていることが分かりました。また、在宅と入所の方を受け持っていた割合では、入所の方は33%で残りは在宅の方をプランニングしていただいている現状です。続いて、放課後等デイサービスの現状について資料⑧をご覧ください。放課後等デイサービスについては就学後から18歳までの学校の放課後等に利用されるサービスになります。市内には6事業所があり、各事業所へアンケート調査を実施しました。結果についてですが、利用児童実人員の合計を見ると、半数が南丹市児童で残り半数弱が他市町の児童が利用されていることが分かりました。また、市内には園部町及び八木町内のみ事業所がありますが、園部町内の事業所は南</p>

	<p>丹市児童の利用割合が高く、八木町内の事業所は3割以下と低い状況となっています。八木町内の事業所は丹波支援学校から近い為、支援学校の他市児童の利用が多い事が影響していると考えています。また、丹波支援学校に近い2事業所以外の事業所の利用児童は4～5割が支援学校生で残りが一般校在籍児童となっています。事業所の1日平均利用人数は平日、学校長期休業期間は定員に近い利用があり、新規の受入枠については余裕がない状態でありました。現在、1事業所は医療的ケア児を受け入れています。どの事業所も南丹市の医療的ケア児の利用はないのが現状です。事業所共通の課題は、職員の人員確保の困難さでありました。続いて、新規の受け入れが難しいことや、職員の支援技術の向上・研修機会等の不足が挙げられていました。また、就学前は児童発達支援という別の療育事業になりますが、就学のタイミングで福祉サービスを利用される方は放課後等デイサービスを新たに申請されるとうことでもありますので、今回、就学のタイミングでどれくらいの方が放課後等デイサービスの支給を受けているかの調査をしました。昨年は10名の方が1年生の間に申請をされていました。今年度については7月末現在で6名の方が1年生になって申請をされています。また、数人は学年が上がる中での発達課題でサービスの新規利用に繋がっていくこととなります。</p>
会長	事務局の説明に対し、ご意見や質問はございませんか。
高向委員	資料⑦の「3. 相談支援事業所」で、1人で154件となっているが、この数は相談の件数ですが。それとも計画相談として受け持っている契約の件数でしょうか。
事務局	計画相談を利用されている契約件数です。しかし、その中でも計画までは繋がらない一般的な相談もあると思われますが、このデータとしては、計画相談を持っている数として挙げてもらっています。
山崎委員	補足させていただきますと、この数は154人と契約している状況です。1か月での35人上限というのは決まっていますが、利用者の福祉サービスによっては、3か月に1回や半年に1回モニタリングが必要なもの等があるので、154人だから大変かという度合いについては、深く見ていかななくては分からない部分であると思います。
高向委員	相談支援事業や専門支援員の話の中で、モニタリングを実施していないという事実もあるとのことですが、抱えている件数が多い状況の中では、実際の業務としてはやはり大変であると感じます。もし、請求していない計画相談もあるのであれば、計画相談としてそういった状況はふさわしくないと考えます。件数の数字を減らすことや相談員の補充等を考えていくことが必要なのではないかと思えます。

事務局	<p>実際のところの需要供給の状況としては、利用者の増加がみられますので相談支援への負担増はあると思います。報酬請求の枠として問題がないのか等、考えていくべき部分でもあります。市としても計画策定・モニタリングに対しても支援等していますが、やはり、支援員が少ないことが課題です。介護の支援員も少なく、支援員・相談員を増やす方策を府や圏域単位で検討していくことが必要と考えています。難しい部分ではありますが、改善策等を検討していければと考えています。</p>
山崎委員	<p>業務として相談員のバックアップもしています。また、相談支援専門員との会議にも定期的に参加しています。「忙しい、足りない」という意見だけでなく「この状況で何ができるだろう」という協議や検討もしていきたいと考えています。「相談」への支援が必要だとアピールしていくこと、訪問から郵送等への変更といったことなど、業務内容の見直しも共有して取り入れていっています。相談支援事業の必要性についてはしっかりと訴えていくことを今後も行っていきたいと思っています。</p>
小林委員	<p>今出たような南丹市の課題について、協議会として課題を検討していくことも大事だと思います。相談支援への対策は重要な部分として検討して欲しいと思います。</p>
松本委員	<p>私も相談支援専門員として業務を兼務している立場です。この相談員や支援員の不足は南丹市だけでなく日本全体で課題になっています。実際に業務を行う中で相談員の皆さんが頑張っていることは分かってもらいたいです。相談員一人ひとり、みんな尽力していますので、市としても今後も支援をお願いします。</p>
会長	<p>自身の法人においても、相談員に退職者があり、人材不足となっている状況です。不足した相談事業に人を送れなかったという状況もあります。課題となっている人手不足について、国全体挙げて、今後も検討していくことは大事だろうと感じています。</p>
小林委員	<p>委嘱状に関して疑問点あります。任期が4月からという事であれば、4月近辺に委嘱として渡すべきと思います。協議会の設置目的に記載のある部分としては、中核的な役割をもつとの明記がありますが、計画に関する部分しか今日の議題になっていません。南丹市にはどんな課題があるのか、それを解決していくことがこの協議会の役割ではないかと思います。また、協議会の立場としては、市へ提言していくことが大事なのかなと思います。当事者からの責任を果たすことが大事です。今回の計画は、量に特化した計画ではあるが、現状への注視もしっかりとすべきです。会議の回数としても、3回に縛られず検討して欲しいです。課題別に集中して議論する機会も必要ではないかと思います。実際の状況として支援員</p>

	<p>さんや職員さんがよく変わります。支援員の求人募集も良く見かけます。さらに、サービスの縮小を望む事業所もあります。新型コロナウイルス感染症拡大の状況の中で不安を感じている方も多いただろうと思います。事業所への支援や対策に関する議論をしていくべきとも思います。また、障害当事者団体ネットワークの開催状況について教えて欲しいと思います。次に、災害時用配慮者支援として、登録率の低さ個別計画の進捗等も教えて欲しいです。次に南丹市権利擁護・成年後見センターについて、現状や今後の動き、ビジョン等を教えて欲しいですし、運営委員会が非公開であった部分も疑問が残ります。また、市民へ委嘱している障害者相談員について広く広報する必要があると感じますので対応をお願いします。</p>
事務局	<p>ご意見については他部署での業務の部分もありますので、庁内で共有させていただきます。また、その他の意見についても、今後も検討して対応していきますのでよろしくお願いします。</p>
会長	<p>協議会の持ち方については、会長の立場としても、今後、事務局と検討していきたいと思います。</p>
原田委員	<p>南丹市ホームページの情報が古い部分が見受けられますので、適宜、更新して欲しいと思います。</p>
事務局	<p>南丹市のホームページについては随時更新をしている状況ですが、ホームページのリニューアルを行った関係で掲載していたデータが落ちているという報告が挙がっています。該当データについては確認しながら再度掲載や更新作業を進めていますが、今後もお気づきの部分等あれば教えていただきますようお願いします。</p>
会長	<p>そのほか、何かありますでしょうか。特にないようですので、本日の議事を終了いたします。委員の皆様には、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。</p>
司会	<p>内藤会長には、円滑に議事を進めていただき、ありがとうございました。それでは、閉会にあたり、中井副会長よりごあいさつを申し上げます。</p>
副会長	<p>本日は、第1回協議会のご出席いただきありがとうございました。コロナ禍の中、大変な状況ではありますが、まずは、皆様が健康であることが一番大事だと思っています。様々な課題がありますが、皆様のご協力をお願い申し上げまして閉会のあいさつとさせていただきます。本日はご苦勞様でした。</p>
司会	<p>それでは、以上で南丹市地域自立支援協議会を閉会いたします。本日は、お忙しい中のご出席、誠にありがとうございました。</p>

